

## 第21回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月11日（月） 午後2時00分から午後3時25分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	奥村 喜美子
委員	1	緩利 哲治	委員	10	中島 準一
委員	2	林田 清光	委員	11	田村 正弘
委員	3	田畑 啓之助	委員	12	田井中 勲
委員	4	保井 章	委員	13	福井 幸生
委員	5	林 廣美	委員	14	今井 百合
委員	6	伴 慎也	委員	15	川村 克己
委員	7	小倉 剛	委員	16	寺田 勝典
委員	8	松下 富男	委員	17	瀧井 和雄

5. 欠席委員 議席18番 西田 くみ子 副会長（職務代理者）

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席7番 小倉 剛 委員  
議席8番 松下 富男 委員

## 8. 総会

### 1) 開会

### 2) 市民憲章唱和

### 3) 会長挨拶

### 4) 議事録署名委員の指名

### 5) 議事

○議案第98号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第99号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第100号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第101号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

○報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告について

### 6) 報告事項

○農地利用最適化推進委員会及び意見書検討委員会報告事項

○広報編集委員会報告事項

○活動方針作成委員会報告事項

○事務局報告事項

### 7) 閉会

## 9. 事務局出席者（4名）

事務局長 大谷 茂

局次長 村田 浩司

局長補佐 福田 悟司

係長 谷川 智彦

## 10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。  
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席18番西田くみ子委員の1名で、遅参、早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は18名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席7番小倉剛委員と、議席8番松下富男委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。  
最初に、議案第98号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
3条調書、整理番号31について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第98号、整理番号31について説明します。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。  
譲渡人は農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は申請地にて野菜の栽培を行う予定です。  
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号31については、議席10番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番中島です。  
譲受人の家族から相続するまでに、煩雑なことを解決しておいて欲しいと要望があり、土地を購入して管理しやすいように整理をする方向で譲渡人と話合いをしたところ、売買で話がまとまりました。購入した後も畑は、同様に畑として利用されることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 続いて、区域番号35小林推進委員、補足説明をお願いします。

- 担当推委 区域番号35番小林です。  
申請地は畑作地で、野菜を栽培されています。譲渡人から譲受人へ権利譲渡され、畑作は続行されます。集落が進める土地改良事業には該当せず、農地利用の最適化の推進には支障ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号31について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号31については、許可とすることに決定いたします。  
議案第98号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第99号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
4条調書、整理番号22について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第99号、整理番号22について説明します。議案書は4ページ、参考図は3ページ、4ページ、土地利用計画図は5ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。  
住宅に隣接した申請地を進入路、庭にするための申請です。新たな造成工事はなく、雨水排水は、道路側溝に放流されます。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。  
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議 長 整理番号22については、議席13番福井委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号13番福井です。  
3月10日に、申請者と代理人同行のうえ、現地を確認しました。田中推進委

員は当日同行できませんでしたので、後日、状況確認いただくよう連絡をしました。

詳細に関しては、事務局の説明どおりで、昭和40年代に現在と変わらず、建物への進入路として利用されており、顛末書にて状況の説明も確認しました。現在、申請者は市外にお住まいで、現況は空き家となっています。今後、代理人により古民家を再生し、居住者を募り、地域のために有効活用されるとのことです。周辺に迷惑がかからず、地元改良組合長に同意、確認をされ、新しく居住される方に対し窓口が開かれていることに問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号36田中推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。

事 務 局 申請地は、申請人の実家に隣接する農地であるが、長年にわたり畑地として利用されておらず、庭と一部宅地への進入路として活用したいとのことであり、特に問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号22について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号22については、許可とすることに決定いたします。  
議案第99号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第100号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

5条調書、整理番号71について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第100号、整理番号71について説明します。議案書は6ページ、参考図は6ページ、7ページ、土地利用計画図は8ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請内容は、太陽光発電所を目的とする、農地の売買です。譲受人は、近畿地方を中心に、土地を購入して太陽光発電事業を行っています。計画によると、太陽光パネル274枚、パワコン3台を設置し、発電設備としての発電出力は49.5キロワットとなっています。パネルの周囲には、フェンスを設置されます。雨水排水は、自然浸透および、敷地内に設ける水路で集水し、既存水路に放流処理されません。放流に関しては、地元農事改良組合の同意を得られています。切土、盛土はなく、土砂の流出はないものと考えられます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られています。発電事業に関しては経済産業省の認定済みです。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例での開発申請手続き中であり、転用許可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。以上です。

議長 5条調書、整理番号71については、議席6番伴委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番伴です。

申請地の北側は擁壁で囲まれており、南側は水路で、他の農地に影響はなく許可相当と考えます。2月4日に現地確認しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議長 続いて、区域番号3徳地推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号3徳地です。

私は2月5日に現地確認を行いました。申請地は、周囲が既存建物と水路に囲まれた草の生い茂る不耕作地で、農地利用最適化の推進に支障はないものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、整理番号71について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号71については、許可とすることに決定いたします。  
なお、許可については、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例の協定と同時許可となります。

議 長 続きまして、整理番号72について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号72について説明します。議案書は7ページ、参考図は9ページ、10ページです。土地利用計画図は11ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第1種住居地域の第3種農地です。

申請内容は、駐車場、物置を目的とする、農地の売買です。計画によると、駐車場および物置として利用されます。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号72については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番田畑です。

譲受人は約30年前よりこの土地を借用されています。譲受人の家族が経営する店の来客用駐車場と、それ以外は家庭菜園と農機具の倉庫が建築され、現在に至っています。

譲受人所有の車も増え、駐車場としての利用をお願いされたところ、譲渡人2名とも市外にお住まいで、土地の管理ができないため売買されます。来客用の4台分と、自家用2台分の駐車場及び農機具倉庫として利用されます。排水対策は、地下浸透ですが処理できない場合は、東側の道路側溝に流され、隣地に影響を及ぼすことはありません。地元農業改良組合の同意も得られています。綾戸推進委員と確認日は異なりますが、最適化の面から問題なしとされています。私も、許可相当と判断いたしました。

なお、本件の隣地も、昨年10月総会で譲渡人が5条申請で譲渡されていることを申し添えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号17綾戸推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。

事務局 本案件は、顛末書つきではありますが、現在に至るまでの経緯を鑑みると、致しかたないと考えられ、許可相当と思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、整理番号72について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号72については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号73について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号73について説明します。議案書は7ページ、参考図は12ページ、13ページ、土地利用計画図は14ページです。申請地は、市街化調整区域内の、第3種農地です。  
申請内容は、駐車場を目的とする、農地の売買です。計画によると、表土撤去の上、碎石舗装により、5台分の駐車場として利用されます。造成計画については、現況高さと同程度での仕上げであり、南西方向へ緩く下る勾配をとっています。また、雨水排水は、自然浸透とされています。地表水の流れは、南西方向であり、農地への流出はない計画とされています。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。  
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 整理番号73については、議席18番西田委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 令和4年3月1日、中村推進委員とともに譲受人及び譲渡人代理人立ち会いのもと、現地確認をし、説明を受けました。申請地は参考図14ページ、土地利用計画図の左側、西側が譲渡人の自宅で、地続きとなります。家族が免許取得後、

自動車を購入する際の駐車スペースが必要となるため、駐車場として売買が成立しました。周辺農地に影響がないと考えられることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号27中村推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。

事務局 私から特に補足説明はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号73について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号73については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号74について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号74について説明します。議案書は8ページ、参考図は15ページ、16ページ、土地利用計画図は17ページです。この申請地は、先ほどの3条調書、議案98号整理番号31の隣に当たります。申請地は、農業振興地域整備計画で定める農業振興地域内の農用地です。なお、農用地利用計画では農業用施設用地とされています。

申請内容は、農業用倉庫を目的とする、農地の売買であり、農用地利用計画に合致します。新たな造成工事はありません。隣接農地は申請者の所有であり、雨水排水の流出により農地利用に支障がないように対応することです。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 整理番号74については、議席10番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番中島です。

令和4年3月7日に現地確認を行い、申請者から申請理由について聞き取りを行いました。譲受人は何十年も前から、今回の土地を借りて農作業倉庫を建て、今回譲り受ける畑地を耕作されていきました。土地を購入して管理しやすいように整理する方向で譲渡人と話し合いをしたところ、売買で話がまとまりました。

農業用倉庫の申請は、昭和44年に許可申請済みですが、許可された範囲及び位置が特定困難なため土地分筆登記を行ったうえ、今回改めて5条許可申請をされました。残りの畑は、購入後も利用をされることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号35小林推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号35小林です。

現在は、宅地利用で一部農業用倉庫が建っており、畑と倉庫を一括して購入されます。畑の部分は、耕作されるということで、集落が進める土地改良事業には該当せず、農地利用最適化推進には支障がありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議長 松下委員。

松下委員 議席8番松下です。

建築確認の際には、土地の地目確認はないと聞きましたが、通常そのように進められているのですか。

議長 事務局。

事務局 現在は、通常、市街化調整区域であれば、都市計画法施行規則第60条により、開発の必要がない土地であることの証明を出すのですが、当時は、建築主事による土地の状況ではなく、建築の安全性についてのみの審査であり、地目や所有者などについては審査の対象となっていませんでした。以上です。

議長 松下委員、よろしいか。

保井委員 はい。

議 長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号74について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号74については、許可とすることに決定いたします。  
議案第100号については、以上であります。

議 長 続きます、議案第101号につきましては、私の親族に関する事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限となるため、甲賀市農業委員会総会会議規則第7条第2項により、副会長が議長となり議事を整理するところですが、事前に欠席の届出がありましたので、甲賀市農業委員会規程第5条第2項第2号により、役員会にて審議した結果、議席6番伴委員に議長として、議事の進行をお願いすることとしましたので、それによろしいかお諮りいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしの声をいただきましたので、議席6番伴委員に議事の進行をお願いいたします。

臨時議長 それでは、議案第101号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

なお、議席19番 北田委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【北田委員 退席】

臨時議長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第101号について説明します。議案書は9ページからです。  
今月の決定は48件で、借り手・貸し手及び買い手・売り手と、農地の所在、面積、期間等は、利用権設定等の明細のとおりです。

10ページから13ページの利用権等設定総括表をご覧ください。賃貸借権、使用貸借権の設定の面積は10万1,475平方メートルで、所有権移転の面積は2,819平方メートルです。また、借り手の農地台帳による経営状況は、23ページのとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

臨時議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委　　員　　【質問等なしの声】

臨時議長 　ご質問等も無いようですので、議案第101号について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

臨時議長 　挙手全員でございます。

よって、議案第101号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。

議案第101号については、以上であります。

臨時議長 　それでは、北田委員の入室、着席を求めます。

【北田委員 入室・着席】

臨時議長 　これよりは、議席19番北田委員に議事の進行をお願いします。

議　　長 　改めまして、議事の進行をさせていただきます。

議　　長 　続きまして、報告案件に入ります。

報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事 務 局 　報告します。調書は24ページから27ページ、参考図は18ページから23ページです。

　　今月は、農地法第4条の届出が1件、農地法第5条の届出が12件です。以上です。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議 長 　質問等がありませんので、続きまして、**報告案件 2 「田畑転換等農地の形状変更同意報告について」**、事務局の報告を求めます。

事 務 局 　報告します。今月の田畑形状変更の届出は2件で、調書は28ページ、参考図は24ページです。以上です。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 　【質問等なしの声】

議 長 　ご質問等も無いようですので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議 長 　続きまして、報告事項に入ります。

最初に、**報告事項 1 「農地利用最適化推進委員会及び意見書検討委員会報告事項」**については、事務局からお願いします。

事 務 局 　・地域ブロック会議の開催

議 長 　続きまして、**報告事項 2 「広報編集委員会報告事項」**については、福井委員長からお願いします。

福井委員長 　・第1回広報編集委員会の開催

議 長 　続きまして、**報告事項 3 「活動方針作成委員会報告事項」**については、寺田委員長からお願いします。

寺田委員長 　・第5回活動方針作成委員会の開催

議 長 　続きまして、**報告事項 4 「事務局報告事項」**について、お願いします。

事 務 局 　・農地パトロール計画についての質問に対する回答  
・経過と予定  
・農地パトロールの報告  
・農業委員会による最適化活動の推進について(ガイドライン)

- ・ 農業経営基盤強化促進法等の一部改正(案)の概要
- ・ 甲賀市農業委員会協力員の委嘱

議 長 報告事項は以上です。  
ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。